

外務省デジタル・ガバメント中長期計画

2019年5月28日

外務省

I.	基本事項	1
1.	目的	1
2.	計画期間	1
3.	現状と課題	1
4.	計画の概要	3
5.	計画目標	5
II.	利用者中心の行政サービス改革	6
1.	サービス改革方針	6
2.	横断的サービス改革	6
(1)	手続の制度等の見直し	6
(2)	添付書類の撤廃	7
(3)	オンライン化の徹底	8
3.	個別サービス改革	9
(1)	旅券申請手続のオンライン化	9
(2)	旅券申請時への戸籍証明書の添付撤廃	10
(3)	証明オンライン申請システム	11
(4)	戸籍・国籍オンライン届出システム	12
(5)	査証申請手続等のオンライン化及び査証シールの廃止	12
(6)	領事手数料のクレジットカード払いの導入	13
III.	プラットフォーム改革	15
1.	府省のプラットフォームの概況及び今後の方針	15
2.	保有データの100%オープン化	15
3.	API (Application Programming Interface) の整備	15
4.	標準化・共通化の推進	16
5.	政府情報システム改革	16
IV.	価値を生み出すITガバナンス	17
1.	推進体制の整備	17
2.	ガバナンスの強化	17
3.	人材確保・育成	18
4.	情報セキュリティ対策	18
5.	デジタル・ワークスタイル	19
V.	計画の評価・改定	20

別紙1	サービス改革工程表	21
別紙2	手続の見直し工程表	21
別紙3	プラットフォーム改革工程表	21
別紙4	主な投資事項一覧	21

I. 基本事項

本計画は、「デジタル・ガバメント推進方針」（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に示された方向性を具体化した「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）を根拠としている。

1. 目的

本計画は、外務省におけるデジタル・ガバメントの実現に向けた取組について、「デジタル・ガバメント実行計画」の基本方針に基づき、デジタル前提の行政サービスを実現することにより、利用者の利便性向上及び行政運営の効率化を達成する目的で策定するものである。

海外渡航邦人数や海外在留邦人数の増加、海外進出企業の増加、日本への外国人旅行客の誘致、各種国際交流の進展の中、これに関連して外務省が所管する行政手続のうち、特に年間申請件数が多い手続について、業務改革（BPR：Business Process Reengineering）を行うとともに、行政機関同士の情報連携による添付書類の撤廃及びオンライン化の検討を進め、利用者中心の行政サービス改革を実現すると同時に、事務効率や審査等の適切性を向上させる。

また、我が国をとりまく国際情勢が厳しさを増す中で、デジタル技術の利用を更に促進し、効果的効率的な日本外交を実現する。

さらに、デジタル・ガバメントを推進する上で必要な取組となっている、プラットフォーム改革、ガバナンスの強化、人材確保・育成、デジタル・ワークスタイルの実現についても積極的に推進し、外務省における内部業務改革・効率化、デジタル改革の基盤整備等の実現を目指す。

2. 計画期間

2018 年 6 月 28 日から 2023 年 3 月 31 日までを本計画の対象期間とする。ただし、予算状況等により更に計画期間を延長する必要がある場合はこの限りではない。

3. 現状と課題

外務省では、行政サービスに関わる主要施策である領事業務情報システムの整備を府省重点プロジェクトに指定した上で、利用者の利便性向上に向けた取組を積極的に進めてきている。

また、国際情勢が目まぐるしく変化する状況の下、限られた人的リソースの中で日本外交を機動的に展開していくために、情報管理関連システムの整備を鋭意進めてきている。

さらに、人事給与業務効率化のため、外務省個別システムの運用を継続し、業務の効率化を進めてきている。

(1) 領事業務情報システム

ア 外務省が所管している行政手続のうち、年間申請件数が圧倒的多数を占める領事関係手続について、これまでも行政手続等のオンライン化の実現に向けた取組を行ってきており、その結果、在留届の届出手続のオンライン化が実現している。但し、年間申請件数が非常に多いにも関わらず、未だオンライン化されていない行政手続が存在しており、それら手続についてもオンライン化に向けた検討を実施する必要がある。

イ 他方で、行政手続等のオンライン化を進めるに当たり、名義人以外の者が行政手続をすることで不正に受けた許認可等の処分により、国際的な信用を失墜する乃至社会的に大きな混乱を引き起こすおそれがあるため、行政手続等のオンライン化を安全且つ確実に推進するために、マイナンバー制度における公的個人認証の仕組み等の活用について精査・検討する必要がある。

ウ 旅券：旅券発給申請の際には戸籍謄抄本の提出が必要であり、申請者が当該資料を入手するための労力・コストがかかっている。また、国内における旅券発給申請にあたり、申請者は所定の申請書を入手する必要があることから、今後予定されている自宅等での申請書の作成を可能とする「ダウンロード申請書」の国内運用開始に加え、別途、デジタル技術を用いた更なる手続の簡便化について検討する必要がある。さらに、申請者は原則として申請時と交付時、2回の出頭が必要であるが、申請者の負担軽減という観点から出頭回数の削減を検討していく必要がある。

エ 査証：外務省は2020年の訪日外国人旅行者数について4,000万人を目指すとした政府目標に向けて、訪日に当たって査証（ビザ）が必要な国に対する戦略的な査証緩和を行っており、近年訪日する外国人数が急増し、今後も増加していく見込みである。一方で訪日外国人の増加が不法滞在者の増加や治安上の問題の原因とならないよう、査証発給審査の更なる厳格化も求められ

ている。このような状況下、在外公館における査証発給体制の整備に努めているが、申請者の利便性向上を図りつつ、増加する査証発給申請者への一層効率的な対応と審査の厳格化を実現するためには、ICT（情報通信技術）を活用した新たな査証発給業務体制を構築する必要がある。

(2) 情報管理関連システム

外務省においては、情報をもとに業務上作成する文書等（文書、公電、メール等）のほとんどが電子媒体で作成されているが、文書の配布、決裁においては、紙媒体も併存しており、人力に頼る部分が多い。

限られた人的リソースの中で更なる業務効率化を図るためには、関係者への配布や決裁、及び電子媒体による文書管理、更には情報の効果的な利活用等の面において、業務効率化を推進する必要がある。

また、テレワークやリモートアクセスの利便性を更に高めるための環境整備をより一層進めるとともに、デジタル技術を活用し、これらの文書等を電子的に適切に管理し、情報として効果的に利活用するためのシステム構築を検討することが必要である。

(3) 人事給与システム

政府においては、人事給与業務効率化に向けた改善計画に基づき、府省共通人事給与関係業務情報システム（以下「人給共通システム」という）が導入され、業務の効率化が進められているが、外務省における人事給与制度の特殊性から、外務省では人給共通システムを導入せず、現行の外務省個別システムの運用を引き続き継続しつつ、業務効率化を図る必要がある。

4. 計画の概要

行政サービス改革等の実現に向け、特に以下の施策等について重点的に取り組む。

(1) 領事業務情報システム

ア 旅券発給申請・交付手続について、電子申請の導入によるペーパーレス化、事務の効率化のほか、旅券手数料の支払い方法の拡充を図るとともに、旅券の宅配交付を導入し出頭回数の削減を図る。旅券発給審査時に必要となる戸籍謄抄本については、マイナンバー制度における情報連携の仕組みを活用して戸籍情報の電子的確

認が可能となれば、原則として、旅券発給申請時における戸籍謄抄本提出を省略し、旅券発給における国民の利便性向上を図る。

イ 新たな査証発給業務体制を構築するために、次世代査証発給・渡航認証管理システムの導入を実施し、以下について実現する。

- ・ 査証のインターネット申請
- ・ 申請者が提出する各種書類の確認や申請書の電子化等に係る在外公館の作業を軽減し、査証発給業務の効率化を図る。
- ・ 査証関連情報の強化
- ・ 現在旅券に貼付している査証シールの廃止
- ・ 渡航認証制度のシステム化
- ・ 手数料支払方法の拡充

(2) 情報管理関連システム

当省では、出張先、自宅等庁舎外から可能な限り必要な業務を行えるよう、既にオープン・ネットワーク系のメールや省内共有フォルダ・領事ポータルへのリモートアクセスを実現しているが、今後は、情報漏えいのリスクに然るべく対処しつつ、更なるリモートアクセスの機能を拡充するとともに、会議室等への Wi-Fi 導入やモバイル端末の拡充等を進め、働き方改革を推進する。また、デジタル技術を活用し、業務上作成する文書等を電子的に適切に管理し、効果的に情報として利活用するためのシステム構築を検討する。これら電子化を通じて、会議や一般業務の際の紙資料の作成・配布の削減も引き続き追求する。

(3) 人事給与システム

人給共通システム機能等のうち、共通化できるものについては、利用していくことを検討するとともに、外務省個別のシステムに以下の機能を実装し、本省・在外公館一体となった業務の効率化を進める。

- ア 人事・給与に関する通知（給与明細書、源泉徴収票、人事通知書等）の電子交付化
- イ 各種届出の電子申請

【外務省システム経費計画（単位：億円）】

経費区分	2018年度
整備経費	24.82
運用等経費	125.99
その他経費	0.39
合計	151.20

(注) 上記各欄には、当年度の予算額を記載した。

【施策別経費計画（単位：億円）】

施策区分	2018年度
利用者中心のサービス改革	14.58
プラットフォーム改革	1.75
価値を生み出すITガバナンス	0.23
合計	16.56

(注) 上記各欄には、当年度の予算額を記載した。

5. 計画目標

年間申請件数が多く、かつITの活用により利用者の利便性向上が期待できる行政サービスについては、添付資料の省略を含めたオンライン化の検討を進め、実現可能なものから順次システムの構築を進める。

また、外務省で作成された文書等を電子的に適切に管理し、また、リモートアクセスの機能を拡充することで、必要な時に必要な情報を速やかに取り出せる体制を整備し、日本外交を機動的に展開していく環境整備を行う。

II. 利用者中心の行政サービス改革

外務省が国民サービスとして提供している領事業務について、サービスデザイン思考を導入し、利用者中心の行政サービス改革を行う。

1. サービス改革方針

領事関係の手続を利用者の視点に立ち、デジタル化を前提に関連制度・手続全体も含めて抜本的に見直し、「すぐ」、「簡単」、「便利」に利用してもらえる領事サービスの実現を目指す。

具体的には、業務改革（BPR）を行った上で、旅券発給申請、証明申請、戸籍・国籍の届出及び査証申請等のオンライン化を進めるとともに、本邦内の関係機関との情報連携システム構築により添付資料の省略（査証申請を除く）を進め、さらにクレジットカードによる手数料のオンライン納付システムを含め、できる限り一連の手続がオンラインで済ませられるよう取組を進める。

また、手続案内にAIを活用する等も検討し、サービス全体における利用者の利便性の向上と業務の効率化を目指す。

【業務改革（BPR）】

領事業務にかかる各種申請・届出手続は、本人又は代理人が出頭する必要があるものが殆どである。申請者は旅券、証明書等の交付までに原則2回（申請時及び交付時）の出頭が必要である等、出頭が申請者の負担となっていることを踏まえ、可能な限り出頭の負担を減らすことを検討し、旅券の宅配交付を見据え、本人出頭のタイミングについても見直しを行う。また、現在求めている添付書類の要否についても再検討する。

2. 横断的サービス改革

(1) 手続の制度等の見直し

① 手続件数が極めて少ない手続の見直し

年間の手続件数が少数である手続については、手続廃止の検討を行う。

② 本人確認手法の見直し

ア 旅券申請については旅券申請時に厳格な本人確認を行い、一人に一つしかないマイナンバーと旅券情報を紐付けて管理することにより、なりすましや不正取得を防止することを検討する。

また、顔認証システムを導入し、旅券事務所等による本人確認作業を高度化する。なお、旅券は国際的身分証明書であり、様々な手続で本人確認書類として使用されることから、申請者に原則一回は出頭を求めて本人確認を行う必要がある。

- イ 各種証明申請及び戸籍・国籍の届出については、マイナンバーカードに搭載された公的個人認証サービスが日本から海外に転出しても利用できるよう制度改正がなされた場合、本人確認（身分事項）、生存確認及び申請・届出意思がマイナンバーカードの利用により確認できると整理することにより、本人出頭を不要とすることを検討する（ただし、本人が在外公館に出頭して自ら行う必要のある手続（遺言の公証、署名証明、警察証明）を除く。）。

(2) 添付書類の撤廃

「デジタル・ガバメント実行計画」において「既に行政機関が保有している情報について、行政手続における添付書類の提出を一括して撤廃する。」「民間が発行する各種書類等、行政機関が現時点で保有していない情報についても、情報連携による取得の可能性や、添付書類そのものの必要性を精査し、可能な限り添付書類の提出不要化を目指す。」とされたことを踏まえ、外務省における添付書類の撤廃を概要以下のとおり推進する。

具体的には、①各手続において提出を義務付けている添付書類について、その必要性を精査し、可能な限り、その提出を不要とするとともに、②政府全体の方針に沿って、行政機関間の情報連携を積極的に活用し、添付書類に関連する情報を取得することによって、添付書類の撤廃を推進する。

現在外務省が保有する行政手続のうち、何らかの添付書類を求めている手続は 88 種類であり、このうち、添付書類の削減を検討予定であるものは 26 種類である。これらについては、引き続き取組及び検討を進め、添付書類の早期省略を実現する。後者については、当該添付書類に関する情報が入手できれば省略可能である。

旅券、証明書等の申請についても、各種情報連携が可能となった際に省略が可能となると考えられる。これについては、情報連携の構築に関する政府全体の方針に沿って検討を進めつつ、添付書類に係る情報を受領する立場から、情報連携の仕組みの構築に当たり、協力を行う。

ア 旅券発給申請については、マイナンバー制度を活用した戸籍情報の情報連携の仕組みを活用して旅券発給審査に必要な戸籍情報の電子的確認が可能となれば、原則として、戸籍謄抄本の提出を省略する。

一方、旅券の切替発給申請の場合には申請者の現有旅券を確認する必要があることから現有旅券の返納省略は困難である。また、旅券発給制限事由に該当する者については旅券発給審査に判決謄本等の添付資料が必要であり、内容の改変防止のため原本の提出が必要となる。

イ 各種証明申請及び戸籍・国籍の届出については、本邦内における関係省庁や市区町村役場、国公立学校等との情報連携システムの構築により、在外公館の受付審査に必要な情報の直接確認を実現することにより、提出資料の省略を可能とする（例：戸籍情報、運転免許証等）。ただし、外国官憲等が発行した文書に基づく証明や届出の場合、偽変造文書対策の観点から、原本の提出省略は困難である（コピー、PDFデータ、スキャンや写真画像での提出は不可。）。

また、原本・現物を提出・提示しなければならない手続（印鑑証明、遺骨（体）証明、署名証明）についても、提出資料の省略は困難である。

ウ 在外公館における査証審査に当たっては、申請者の所有する旅券の真偽を検査機器によって確認する必要があり、旅券の提出を撤廃することはできない。また、申請者が本邦渡航後に、不法残留や不法就労等を行う可能性の有無を見極めるため、本邦での在留活動を明らかにする資料や渡航費用支弁能力を証明する資料の提出を求めており、これらの資料を完全に電子的提出とした場合、適切な査証審査が困難となることから、各々の資料毎に電子的提出の可否について検討する。

(3) オンライン化の徹底

① 手続のオンライン化の検討

外務省で所管する約130種類の手続のうち、在留届を除く全ての手続について、現時点ではオンライン利用が可能となっていない。申請者の利便性を高めるため、利用者数の多い旅券及び査証の申請手続、また種類の多い各種証明の申請手続について、オンライン化の検討を進める。

- ア 旅券の発給申請手続について、申請者がスマートフォン、タブレット、PC 等で入力した申請情報を旅券事務所に送信できるようにすることで、申請者の利便性を向上する。また、電子申請にはマイナンバーカードを活用し、申請者から正確な基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）が提供されるようにすることで旅券事務所側の確認事務の軽減を図る。
- イ 各種証明の申請については、オンライン化未実施の30種類のうち検討可能なものについて、オンライン化を図る（提出資料は、外国官憲等が発行した文書原本が必要なため、別途窓口への提出や郵送が必要）。同じく、戸籍・国籍関係の届出について、オンライン化未実施の届出46種類のうち、検討可能なものについてオンライン化を図る。なお、国籍関係の届出のオンライン化は、届出書への自署や届出意思の直接確認が必要なため実現困難と考えられるが、届出に電子証明を付加できる形式になれば可能性がある。なお、全てをオンライン化することが難しい手続であっても、事前のオンライン申請を検討し、窓口サービスの効率化を図る。
- ウ 査証申請については、申請者の利便性向上と、在外公館の査証発給業務の効率化及び水際対策の強化を図る観点から、オンラインによる査証申請・発給システムを導入する。

② オンライン実施中の手続の利便性の向上

現在オンライン実施中の在留届の提出については、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年4月1日CIO連絡会議決定）を踏まえ、利便性向上に向けた取組を行う。

3. 個別サービス改革

以下の施策について、関係制度を所管する関係省庁とも協議しつつ検討を進める。また、所要経費等や手続オンライン化のシステム整備についての費用対効果測定については、制度の詳細がある程度固まった段階で検討を進める。

(1) 旅券申請手続のオンライン化

ア 現状と課題

現在、旅券発給申請は全て紙の申請書によって行われ、申請者は原則として申請時と旅券交付時の2回の出頭が必要（申請時は代理人でも可）であり、手数料の納付についても国内では交付時に国の手数料については収入印紙、都道府県の手数料につ

いては通常、都道府県証紙を旅券の受領証（旅券引換証）に貼付して納付することになっている。

イ 実現したい状態

申請者がスマートフォン、タブレット、PC等で申請情報を旅券事務所に送信できるようにし、手数料もクレジットカードで納付できるようにすることで申請手続を簡便化するとともに、旅券交付についても宅配による交付を導入等して申請者の出頭回数の削減を行う等により、行政サービスを向上させ、同時に手続の電子化・ペーパーレス化により旅券事務の効率化を図っていく。

さらに、手数料のクレジットカード納付や旅券の宅配交付を踏まえ、本人出頭のタイミングも見直しを行う。

また、顔認証システムを導入し、旅券事務所等による本人確認作業を高度化する。なお、旅券は国際的身分証明書であり、様々な手続で本人確認書類として使用されることから、申請者に原則一回は出頭を求めて本人確認を行う必要がある。旅券申請時に厳格な本人確認を行い、一人に一つしかないマイナンバーと旅券情報を紐付けて管理することにより、なりすましや不正取得を防止する。

ウ 具体的な取組

在外で運用中である「ダウンロード申請書」について、本年度中に国内においても運用を開始する。

また、旅券とマイナンバーを紐付けて、マイナンバーから過去の旅券発給情報が取得できる仕組みをつくるための検討を進める。

さらに、旅券を宅配で交付するための検討を進めつつ、クレジットカードで手数料を納付できるよう旅券法令の改正や都道府県との調整を進める。

所要経費：詳細な検討後に記載

K P I：申請件数全体の内、オンライン申請された件数の割合

(2) 旅券申請時への戸籍証明書の添付撤廃

ア 現状と課題

新規旅券発給申請等の際には戸籍謄抄本の提出が必要であり、

申請者が当該資料を入手するため一定の時間とコストがかかっている。

イ 実現したい状態

マイナンバーと戸籍の情報連携により、外務省が旅券発給審査に必要な戸籍情報の取得が可能な場合には、申請者の負担を軽減すべく、原則として旅券発給申請時に戸籍謄抄本の提出を省略する。

ウ 具体的な取組内容

旅券発給審査時に必要となる情報等について、引き続き精査・検討し、法務省と協議の上、マイナンバー制度における情報連携の仕組みを活用して、審査に必要な戸籍情報を入手することが可能な場合には、申請者の負担を軽減すべく戸籍謄抄本の提出を省略する。

マイナンバーと戸籍の情報連携については、法務省のシステム開発の進捗状況を踏まえ、外務省のシステム改修のための要件定義、設計・開発・テストができるよう必要な準備を進めていく。

所要経費：詳細な検討後に記載

K P I：申請件数全体の内、戸籍謄抄本の提出が不要な件数の割合

(3) 証明オンライン申請システム

ア 現状と課題

在外公館が発給する証明書については、現地及び本邦の官憲等の機関を提出先とし、各種行政手続等での使用を目的としていることから、在外公館では適正な証明書の発行が求められる。そのため、証明書の発給申請受付に際しては、証明書の提出先、使用目的、証明内容、本人確認、生存（実在）確認、証明書を必要とする理由及び申請意思等につき、領事が当該人の出頭を求めて直接確認することを原則としている（なお、遠隔地在住や疾病等により出頭が困難な場合は、確認事項を担保しつつ適宜、対応している。）。また、手数料も交付時に納付してもらうため、いずれにせよ出頭が必要。

イ 実現したい状態

外国の政府・機関等が発行する文書を除き、本邦内の各機関と

の情報連携システムが構築されることにより、本人確認書類を含め添付書類を省略する。また、本人が在外公館で直接手続をしなければならない証明以外での出頭を、情報連携システムによる情報確認、申請・手数料支払い・本人確認のオンライン化により不要とする。

ウ 具体的な取組

現在求めている添付書類の要否について見直しを進めるとともに、情報連携や申請・手数料支払・本人確認のためのオンラインシステムの構築を検討する。

所要経費：詳細な検討後に記載

K P I：詳細な検討後に記載

(4) 戸籍・国籍オンライン届出システム

ア 現状と課題

各種届出において、戸籍謄抄本に加え、当該国の証明書原本の提示・提出を求め、これを確認し、届出の種類によっては本人の出頭を求めて本人確認・意思確認を行なった上で届出を受理（又は受付）した後、在外公館から本省に送付され、本省にて改めて確認後、各市区町村役場（又は法務省）に送付している。

イ 実現したい状態

外国の政府・機関等が発行する書類を除き、本邦内の各機関との情報連携システムが構築されることにより、また、本人確認・意思確認のオンライン化により、本人確認書類を含め添付書類を省略し、出頭も不要とすることで、オンラインでの届出を原則可能とする。

ウ 具体的な取組

本邦内の各機関と情報連携システムの構築状況を見つつ、現在求めている添付書類の要否について見直す。

所要経費：詳細な検討後に記載

K P I：詳細な検討後に記載

(5) 査証申請手続等のオンライン化及び査証シールの廃止

ア 現状と課題

政府目標である2020年の外国人訪日者数4,000万人の達成を後

押しするため、外務省は、訪日に当たって査証が必要な国に対する戦略的な査証緩和に取り組んできている。その結果、査証発給数は2013年の約186万件から、2017年には約594万件と、3.2倍に増大した。これに伴って、在外公館では、査証発給業務量が膨大となり、サービスや審査の質の低下を招きかねない状況にあるため、早急に査証発給業務の効率化を図る必要がある。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会開催に向け、不法活動に従事する等、我が国にとって好ましからざる外国人を排除するという観点から、厳格な査証審査も求められており、申請者の利便性向上を通してインバウンドを促進しつつ、水際対策の強化も重要な課題となっている。

イ 実現したい状態

査証申請のオンライン化及び査証シールの廃止により、申請者の利便性の向上、在外公館の業務の効率化、経費削減及びセキュリティの強化を実現する。

次世代査証については、在中国公館で申請する中国国籍者の観光一次査証を対象とし、また、インドネシア及びアラブ首長国連邦を対象に渡航認証システムを導入する。さらに、航空会社からの査証照会に対応するための環境を整備する。

ウ 具体的な取組

2018年度から次世代査証発給・渡航認証システムの設計を開始しているところ。

所要経費：詳細な検討後に記載

K P I：詳細な検討後に記載

(6) 領事手数料のクレジットカード払いの導入

ア 現状と課題

現在、在外公館における領事手数料（証明、旅券、査証の発給の際に支払われる手数料）は基本的に現金払いのみ認められており、申請者にとって各国の通貨を事前に用意しなければならないことが負担となっている。

また、現金払が基本である以上、申請者は、支払いのため在外公館に出頭せざるを得ない。在外公館にとっても現金管理の負担が増す。

イ 実現したい状態

在外公館における各種申請のオンライン化が進むことを念頭に、申請に引き続き支払いもオンラインでの実施を可能とすることで、在外公館における申請者が証明・旅券・査証の手数料の支払いのためだけに出頭する負担をなくすとともに、現金管理の負担を含む在外公館の窓口業務負担を軽減する。

ウ 具体的な取組

必要な法改正及び制度設計を実施した上で、領事業務情報システムに対してクレジットカード支払い情報の管理機能を追加する。

所要経費：詳細な検討後に記載

K P I：詳細な検討後に記載

III. プラットフォーム改革

1. 府省のプラットフォームの概況及び今後の方針

これまで外務省では、業務合理化等の観点から情報システムの整備を進めてきており、特に国民向けサービスに直接関わる情報システムを府省重点プロジェクトに指定の上、利用者の利便性向上、省内における関係システム間のデータ連携等を実現するための取組を行ってきた。

また、外務省が保有しているデータのオープン化についても、担当部局・関係者等の協力を得つつ、可能な範囲で対応を実施している。但し、利用者のニーズが多様化している中、これまで実現困難と判断された施策であっても、再度実現に向けた取組を実施する必要性が生じており、行政サービス改革をはじめとしたデジタル・ガバメント推進のために不可欠となる外部システムとのデータ連携、内部業務合理化等についての取組を積極的に実施する。

2. 保有データの100%オープン化

これまで外務省では、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されないよう十分に考慮しつつ、利用者のニーズに即した形で、保有データのオープンデータ化の取組を進めてきた。今後も官民データ活用推進の観点から、保有データのオープン化について、更なるニーズを把握した上で、オープンデータ化実現に向けた取組を積極的に実施する。

他方、過去に公開したオープンデータのうち、二次利用が考慮されていないものについては、データの品質を損なわない範囲で、機械判読性に適したデータ形式への変更を推進する。なお、オープンデータ化するデータについては速やかに政府のデータカタログサイト（DATA.GO.JP）に登録する。

また、外務省内の各種ウェブサイトを統合した「統合 Web 環境」に掲載するデータについても、二次利用を前提としたファイル形式に統一する等官民データ活用推進のための検討を行う。

K P I : 利用者の要望等に応じて新たに公開又は公開内容の見直しを行ったデータ件数

3. API (Application Programming Interface) の整備

API の整備については、今後外務省において他府省もしくは民間とのシ

システム連携が必要となる情報システムを整備するタイミングで、適切な対応を実施する。

4. 標準化・共通化の推進

デジタル・ガバメントに係る施策として進められている行政データの標準化・共通化については、整備方針等が提示されるタイミングで、関連する情報システムを洗い出すとともに、システム改修等の対応が必要な場合には、関係府省と協議・調整の上、適切な対応を実施する。

K P I : 政府ドメイン (go ドメイン) 及び政府機関の非 go ドメインの移行・集約数

5. 政府情報システム改革

外務省における情報システムは、内部業務システムを中心に統廃合を実施してきており、2012年度時点におけるシステム数(34システム)を2018年度末においては、29システムとする見込みである。

また、外務省では、サーバ機器の統廃合を積極的に進め、用途別に共通基盤を整備してきており、特に国民向けサービスに関わる情報システム用共通基盤については、外部クラウドを活用することで、構築・運用経費の大幅な削減が実現している。内部業務システム用共通基盤についても、情報セキュリティを担保する観点からプライベートクラウドで運用しており、業務システム毎に個別サーバ機器を設置する場合に比べ、運用コストの削減が実現している。

今後も、新たに情報システムを構築する必要がある場合には、コスト削減の観点から、積極的に共通基盤を活用していく。

IV. 価値を生み出す IT ガバナンス

1. 推進体制の整備

外務省におけるデジタル・ガバメントの各施策を確実に進めるために、外務省 PMO は、政府 CIO 補佐官の支援・助言を得つつ、省内横断的に全施策の進捗管理、課題管理等を行い、定期的に CIO 及び副 CIO への報告会を開催することで、省内全体の取組状況を一元的に管理する体制を整備する。その一方で、PJMO に対しては、施策の進捗状況等について CIO 及び副 CIO レビューを定期的に行うことを義務化し、CIO 及び副 CIO レビュー実施にあたっては、各 PJMO は、各々担当している施策の取組状況、課題等について体系的な説明が行えるよう、外務省 PMO との間で事前調整を行う。

また、領事業務に関わる行政サービスを所管している領事局では、これまで各課室が個別に情報システムを構築し運用管理を行ってきたが、限られたリソースを用いて国民の領事サービスニーズに的確に応じ、行政手続における利用者の更なる利便性向上を推進するために、課室横断的な体制整備が必要不可欠であるとの判断から、領事業務に係る情報システムを統括的に所管する領事 IT 室を新たに領事局内に設置した。これにより、領事サービスの実施・改善に必要な情報システム等の整備・管理を効率的・効果的に行うことを可能とする。

2. ガバナンスの強化

デジタル・ガバメントを推進するための省内手続について、これまで行ってきた情報システム整備に係る手続のみでは、課題解決のための適切な対応が困難となる状況が想定されることから、デジタル・ガバメントに関する施策を推進する上での意思決定プロセスを明確化し、これまで省内において得られた知見を Excel 表にて一元管理し、他プロジェクトにおいて発生した課題等について、同 Excel 表を全省的に共有させることで、適切かつ迅速に対応することが可能となる環境づくりを徹底する。

デジタル・ガバメントに関わる施策を進めるにあたっては、CIO 及び副 CIO は、各施策について費用対効果を検証し、省内横断的な視点で優先的に取り組むべき施策を決定することで、限られた予算を最大限に活用することが可能となるよう、意思決定に関わる体制整備を図る。

また、外務省 PMO は官房関係課室との連携を強化し、各施策において

「省内規則の見直し」、「予算の確保」、「人材確保」等の対応が必要となった場合には、CIO 及び副 CIO の指導の下、外務省 PMO が中心となって省内調整を行う。

K P I : IT ガバナンスに係る手続を制定していること (2019 年度目処)

3. 人材確保・育成

外務省では、情報セキュリティ・IT にかかる統括部局の体制整備及び外交を支えるインフラとして重要な情報システムを所管する部局の体制整備として、情報セキュリティ・情報システム・情報ネットワークの 3 分野を担う人材の確保・育成を重視し、必要な定員要求を行う。人材の拡充及び能力向上のために、省内の情報システムを有する部門での管理運用業務の経験、他府省への職員の出向等を通じて、育成人材に対する情報セキュリティ及び IT に関する研修の実施等を行う。

また、領事関係システムにおいては、一般国民の個人情報に加え、査証関連情報等大量の要保護情報を取扱うため、万全の情報セキュリティ確保が求められる一方、利用者の利便性向上についても実現する必要がある。このため、領事関係システムを支えていく担当官は IT 全般、情報セキュリティの知識、大規模プロジェクトのマネジメントのスキルを有し、更に業務の性質や要請を理解し、業務担当者と適切なコミュニケーションをとって方向付けをしていく能力が必要となる。今後、行政サービスにおける ICT の依存度が高まることを踏まえ、これらの能力を有する人材を従来以上に積極的に育成し、増やしていく。

K P I : 人材確保・育成状況を踏まえた「セキュリティ・IT 人材確保・育成計画」の改定 (毎年度)

4. 情報セキュリティ対策

組織を取り巻く情報セキュリティ上の脅威はますます高まり、その手口が巧妙化する中、情報セキュリティの強化は喫緊の課題となっている。外務省が所管する情報システムは、我が国の外交を支える重要なインフラであるため、情報システムの適切な運用管理と情報セキュリティの強化は不可欠である。一方で、情報セキュリティの強化が、業務の効率化を阻害することや、シャドーIT を生む要因となり得る等の課題が懸念されている。

外務省では、これまでも CSIRT 等の運用管理体制を整備しつつ、情報セキュリティの強化を推進してきているが、利便性の高い利用者環境へ

の転換を図るため、情報セキュリティ分野と情報活用分野の一層の連携を進め、情報利活用に必要となる本質的な情報セキュリティ対策を推進することで、情報利活用が進む環境の整備を行う。

情報利活用の推進においては、外務省の業務、取り扱う情報及び保有する情報システムの格付けや脅威及び脆弱性等からリスク評価を行い、情報利活用の推進におけるリスクを適切に管理した上で、情報セキュリティの確保を行う。

領事業務情報システムにおいては、一般国民の個人情報等を取り扱うことから、今後も万全な情報セキュリティ確保を推進しつつ、領事関係手続のオンライン化を安全かつ確実に進めるために、生体認証（顔認証等）を活用した本人確認方法等について十分な検討を行う。

5. デジタル・ワークスタイル

国際情勢が目まぐるしく変化する状況の下、限られた人的リソースの中で、日本外交を機動的に展開していく必要性が増している。外務省においては、業務上作成する文書等のほとんどが電子媒体で作成されていることから、テレワークやリモートアクセスの利便性を更に高めるための環境整備をより一層進めるとともに、中長期的には、デジタル技術を活用し、これらの文書等を電子的に適切に管理し、効果的に利活用するシステム構築を検討する必要がある。

また、業務に関わり得るあらゆる側面において、AI等最新技術動向の調査・研究を積極的に行い、最新技術を活用することで内部業務合理化が実現するとの判断に至った場合には、具体的な導入方法等について検討を進める。

KPI：2020年度までに、必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備

KPI：デジタル・ワークスタイルを実現のための業務合理化を実施した業務数

KPI：リモートアクセス環境が利用可能なテレワーク用パソコン台数

(1) 省内ネットワーク基盤の機能拡充

限られた人的リソースの中で、増大する業務に対応するとともに、機動的な日本外交を推進するためには、中心インフラとしての省内ネットワークの機能拡充が不可欠である。具体的には、2020年度末までに、既に導入しているメールや共有フォルダへのリモートアクセス

機能を拡充し、情報漏えいのリスクに一層配慮した形での機能強化を検討する。

(2) 統合的情報管理システムの構築

外務省においては、情報をもとに業務上作成する文書等のほとんどが電子媒体で作成されているが、文書の配布、決裁の面においては、紙媒体も併存しており、人力に頼る部分が多い。必要な時に必要な情報を速やかに取り出せる環境整備を行うため、デジタル技術を活用しこれらの文書等を電子的に適切に管理し、情報として効果的に利活用するためのシステム構築を検討する。

V. 計画の評価・改定

年1回以上あるいは、重要な施策については更に細かい頻度で取組状況の評価を行い、内容の適切な見直し、段階的な拡充及び詳細化を行う。四半期単位目途で計画に係る評価を行うとともに、計画内容の見直しを検討する。計画の評価・改定の際には、CIO 又は副 CIO による調整を行う。

別紙 1 サービス改革工程表

個別サービス改革施策等について工程表を記載

別紙 2 手続の見直し工程表

行政手続等の棚卸しをベースに、手続ごとに改善の方向性を記載

別紙 3 プラットフォーム改革工程表

プラットフォーム改革の内容を全情報システムについて記載

別紙 4 主な投資事項一覧

計画期間中の主要な投資事項について記載